

建設業許可申請の手引き

【北海道知事許可業者用】

令和2年(2020年) 10月

北海道建設部建設政策局建設管理課

この手引きは、北海道知事許可の建設業者を対象としております。

他都府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、それぞれの都府県、国土交通省北海道開発局又は各地方整備局等へお問い合わせください。

目 次

1 建設業許可制度の概要	
（１）建設業の許可とは	1
（２）「大臣許可」と「知事許可」の区分	1
（３）「一般建設業」と「特定建設業」の区分	2
（４）許可業種の区分	2
（５）許可の有効期間	3
（６）法人役員等の適用範囲	3
2 許可に必要な要件	
（１）「許可要件」と「欠格要件」	5
（２）許可要件	5
① 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準	5
② 社会保険の加入について	5
③ 営業所における専任技術者（専技）の設置	8
④ 請負契約における誠実性	9
⑤ 財産的基礎又は金銭的信用	10
（３）欠格要件	11
3 許可（認可）申請の手続	
（１）「申請区分」と「手数料」	13
（２）「申請の方法」と「標準処理期間」	14
① 申請方法	14
② 許可申請に関する標準処理期間	14
（３）許可（認可）申請書類	14
① 申請書記載に係る一般的な注意事項	14
② 行政書士等が申請書等を作成した場合の取扱い	15
（４）その他留意事項	15
① 許可番号の取扱いについて	15
② 許可区分等を変更する申請等の取扱い	15
a. 一般・特定間移行の取扱い	
b. 許可換え新規の取扱い	
c. 主たる営業所の所在地が他の振興局へ移転する場合の取扱い	
③ 営業の同一性を失うことなく組織等を変更する申請の取扱い	16
a. 事業承継の取扱い	
b. 法人替の取扱い	
c. 法人に係る組織変更の取扱い	
（５）譲渡及び譲受け	16

①申請先	16
②認可基準	16
③申請書類・確認書類	16
④許可の有効期間	16
⑤注意事項	16
(6) 合併（法人に限る）	17
①申請先	17
②認可基準	17
③申請書類・確認書類	17
④許可の有効期間	17
⑤注意事項	17
(7) 分割（法人に限る）	17
①申請先	17
②認可基準	18
③申請書類・確認書類	18
④許可の有効期間	18
⑤注意事項	18
(8) 相続	18
①申請先	18
②認可基準	18
③申請書類・確認書類	18
④許可の有効期間	18
⑤注意事項	18
(9) 許可更新申請の取扱い	19
①更新の手続	19
②有効期間満了後の許可の効力について	19
③変更事項の届出（決算報告含む。）未提出業者の取扱い	19
④特定建設業の財産的基礎に係る基準の確認について	19
⑤更新に係る許可の有効期間の調整（一本化）について	19
4 許可取得後の手続（変更届・廃業届の提出等）	
(1) 変更届	20
(2) 廃業届	20
(3) 届出の方法	20
(4) 郵送による変更届の提出について	21
5 資料	
表 1-1 建設工事と建設業の種類	22
表 1-2 非建設業の例示	29
表 2 建設業の種類別指定学科	30
表 3-1 建設工事の種類、並びに一般建設業及び特定建設業別専任技術者の資格要件一覧表	31

表 3-2	営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧～有資格コード【一般建設業】	43
表 3-3	営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧～有資格コード【特定建設業】	46
表 4-1	許可申請書の様式と添付書類	49
表 4-2	認可申請書の様式と添付書類	50
表 4-3	申請に係る確認書類	51
表 4-4	届書を提出したことを（変更の内容を）証する書類	52
表 4-5	知事が必要と認める書類	52
表 5	建設業許可後の各種届出	53
表 6	許可申請書、変更届出書等の提出先一覧	57

6 記載例

建設業許可申請書〔様式第 1 号〕	58
役員等の一覧表〔別紙 1〕	60
営業所一覧表（新規許可等）〔別紙 2（1）〕	61
営業所一覧表（更新）〔別紙 2（2）〕	63
専任技術者一覧表〔別紙 4〕	64
工事経歴書〔様式第 2 号〕	68
直前 3 年の各事業年度における工事施工金額〔様式第 3 号〕	70
使用人数〔様式第 4 号〕	72
誓約書〔様式第 6 号〕	73
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書〔様式第 7 号〕	75
常勤役員等の略歴書〔別紙〕	77
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第 7 号の 2〕	78
常勤役員等の略歴書〔別紙 1〕	83
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔別紙 2〕	84
健康保険等の加入状況〔様式第 7 号の 3〕	86
専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第 8 号〕	88
実務経験証明書〔様式第 9 号〕	92
指導監督的実務経験証明書〔様式第 10 号〕	94
建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕	96
許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書〔様式第 12 号〕	97
建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第 13 号〕	98
株主（出資者）調書〔様式第 14 号〕	99
営業の沿革〔様式第 20 号〕	100
所属建設業者団体〔様式第 20 号の 2〕	101
主要取引金融機関名〔様式第 20 号の 3〕	102
変更届出書〔様式第 22 号の 2〕	103
届出書〔様式第 22 号の 3〕	108
廃業届〔様式第 22 号の 4〕	110

譲渡及び譲受け認可申請書〔様式第 22 号の 5〕	112
役員等の一覧表〔別紙一〕	116
営業所一覧表〔別紙二〕	117
専任技術者一覧表〔別紙三〕	119
誓約書〔様式第 22 号の 6〕	123
合併認可申請書〔様式第 22 号の 7〕	124
役員等の一覧表〔別紙一〕	128
営業所一覧表〔別紙二〕	129
専任技術者一覧表〔別紙三〕	131
分割認可申請書〔様式第 22 号の 8〕	135
役員等の一覧表〔別紙一〕	139
営業所一覧表〔別紙二〕	140
専任技術者一覧表〔別紙三〕	142
届出書〔様式第 22 号の 9〕	146
相続認可申請書〔様式第 22 号の 10〕	148
営業所一覧表〔別紙一〕	152
専任技術者一覧表〔別紙二〕	154
誓約書〔様式第 22 号の 11〕	158
届出書〔様式第 22 号の 12〕	159

7 用紙・作成例

北海道収入証紙ちょう付用紙	160
変更届出書〔別紙 5 -1〕	161
営業所写真台紙作成例	162
診断書作成例	164

【凡例】

- ・「法」 ⇒ 「建設業法」
- ・「政令」 ⇒ 「建設業法施行令」
- ・「規則」 ⇒ 「建設業法施行規則」
- ・「要綱」 ⇒ 「建設業法に基づく許可事務に関する要綱」（平成 13 年 3 月 29 日付け建情第 2342 号北海道建設部長通知）
- ・「ガイドライン」 ⇒ 「建設業許可事務ガイドライン」（平成 13 年 4 月 3 日付け国総建第 97 号国土交通省総合政策局建設業課長通知）

1 建設業許可制度の概要

(1) 建設業の許可とは

建設業を営むには、政令で定める「**軽微な建設工事**」のみを請け負っている場合を除き**許可が必要です**。
【法第3条第1項本文】

【**軽微な建設工事**】とは、工事一件の請負代金の額^(※)が

- 「**建築一式工事**」の場合 ⇒ 1,500万円に満たない工事 又は 延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- 「**建築一式工事以外の建設工事**」の場合 ⇒ 500万円に満たない工事

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 注文者が材料を提供する場合は、市場価格及び運送賃を含む。

【政令第1条の2】

【許可の概要】

- ・ 建設業の許可は、営業所の設置状況により、「国土交通大臣」による許可と、「北海道知事」による許可があります。(⇒p1 参照)
- ・ 「一般建設業」のほか、下請に出そうとしている工事の額により、「特定建設業」の許可が必要となります。(⇒p2 参照)
- ・ 請け負おうとする建設工事に対応して、29の業種区分（舗装工事、解体工事など）ごとに許可が必要です。(⇒p2 参照)
- ・ 許可の有効期間は5年で、継続して許可が必要な場合は、更新の手続が必要です。(⇒p3 参照)

(2) 「大臣許可」と「知事許可」の区分【法第3条第1項本文】

「大臣許可」を取るべきか「知事許可」を取るべきかは、営業所の設置状況によって区分されます。

大臣許可	2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合
知事許可	1つの都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業しようとする場合

※ 営業所の所在する都道府県の区域外で、その営業所における請負契約に基づき工事を施工することは、差し支えありません。

【営業所】とは【要綱第2-2注1】【ガイドライン第3条関係2】

- ・ 「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」のこと。
- ・ 「本店」又は「支店」は、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」でない場合でも、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、「営業所」に該当。
- ・ 「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積、入札、請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所。契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問わない。
- ・ 単に登記上の本店等に過ぎないもの、及び建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所であって建設業にはまったく無関係なものは、「営業所」には該当しない。
- ・ 許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う営業所についても法に規定する「営業所」に該当。(当該営業所が、主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、「大臣許可」が必要)

(3)「一般建設業」と「特定建設業」の区分【法第3条第1項第2号、政令第2条】

建設業の許可は、下請に出そうとしている工事の額により、「一般建設業」と「特定建設業」に区分されています。

特定建設業許可	発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円） ^(※) 以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合
一般建設業許可	特定建設業以外の場合

※ 消費税及び地方消費税の額を含む。元請負人が提供する材料費等の価格は含みません。【ガイドライン第3条関係4、その他2】

※ 同一業種について特定、一般の両方の許可を受けることはできません。【法第3条第1項本文】

※ 一般建設業者が同じ業種について特定建設業の許可を受けた場合、一般建設業許可は効力を失います。【法第3条第6項】

【特定建設業許可が必要となる場合】

- ・ 一次下請に発注する建設工事の総額によって判断。（4,000万円以上、建築一式工事は6,000万円以上）⇒元請業者が発注者から直接請け負う金額に制限はありません。
- ・ 建設工事としての下請代金の額であり、測量会社や警備業者等への委託料、資材業者からの資材購入額などは含みません。
- ・ 一次下請以下として契約されている建設業者は、一般建設業許可業者でも、金額の如何に関わらず、下請契約を締結することができます。

(4) 許可業種の区分【法第3条第2項】⇒p22「表1-1 建設工事と建設業の種類」参照

- ・ 建設業の許可は、請け負おうとする建設工事に対応して、業種区分ごとに受けなければなりません。
- ・ 各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。
- ・ 29の業種区分は、大きく分けて2つの「一式工事」と27の「専門工事」があります。

区 分	建設工事の種類
一式工事	土木一式工事、建築一式工事
専門工事	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

【一式工事】とは 【要綱第8注2】

原則として元請業者の立場として総合的な企画・指導及び調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事であり、二つ以上の専門工事が有機的に組み合わされた（複数の下請業者による施工）工事である場合又は工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難な工事。

また、一式工事はなんでもできる万能なものではなく、500万円以上の下請けへのコーディネートしない専門工事については、それぞれの専門工事の許可が必要です。なお、元請けが果たすべき役割（技術的指導、安全管理、品質管理、工程管理、施工計画の作成ほか）が履行されているもののみが一式工事となります。

【附帯工事】について【法第4条】【ガイドライン第4条関係】

- ・ 許可を受けていない業種に係る建設工事は請け負うことはできないが、本体工事に附帯する工事については、発注者の利便性の観点から、許可を受けている本体工事と併せて許可を受けていない附帯工事も請け負うことができる。
- ・ その場合、その工事の許可を受けた建設業者に下請に出すか、自ら施工する場合には、その業種の許可を受けるために必要な技術者を置かなければならない（軽微な工事を除く。）。

【附帯工事】とは

- ・ 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる工事（主たる工事の機能を保全し、十分な能力を発揮するために必要を生じたもの）
⇒例えば、屋根工事に伴って必要を生じた塗装工事など
- ・ 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（主たる工事の施工に関連し、施工を余儀なくされた工事）
⇒例えば、電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事
- ・ それ自体が独立の使用目的に供されるものではないもの

（５）許可の有効期間【法第3条第3～5項、規則第5条】

- 許可の満了
 - ・ 許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。なお、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても満了となります。
- 更新の手続（更新手続の詳細についてはp19参照）
 - ・ 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（規則第5条関係）（この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日まで提出）
- ※ 道では更新申請の受付開始時期は、許可の有効期間満了日の概ね3カ月前から可能です。【要綱第5－6（１）】

（６）法人役員等の適用範囲【法第5条第3号】

- 法の適用を受ける法人役員等の範囲
いかなる名称を有する者であるかを問わず、「法人に対し業務を執行する社員」「取締役」「執行役」若しくは「これらに準ずる者」と同等以上の支配力を有する者と認められる者（以下「役員等」という。）。
- ※ 「これらに準ずる者」と同等以上の支配力を有する者と認められる者とは、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者」と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者（「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」）。この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合についてはその者も含まれます。【ガイドライン第5条及び第6条関係2（１）⑥】

【法人役員等の範囲】（⇒関連p7）

法人役員等の範囲は、常勤・非常勤を問わず次の者を指し、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

なお、役員等の就退任に係る基準日は、登記の日ではなく、実際に異動が行われた日となる。

- ・ 持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社を指す。以下同じ。）の「業務を執行する社員」
- ・ 株式会社（株式会社及び特例有限会社を指す。以下同じ。）の「取締役」
- ・ 指名委員会等設置会社の「執行役」
- ・ 法人格のある各種の組合等（協同組合、協業組合及び企業組合等を指す。以下同じ。）の「理事等」

【政令第 3 条に規定する使用人】【ガイドライン第 5 条及び第 6 条関係 2（12）】

「建設業法施行令第 3 条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することや、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していることが求められる。

※建設業許可の要件に関連「請負契約における誠実性」（p9 参照）「法第 8 条の欠格要件」（p11 参照）

2 許可に必要な要件

(1) 「許可要件」と「欠格要件」

建設業の許可を受けるためには、5つの「許可要件」を満たし、「欠格要件」に該当しないことが必要。

【許可要件】

- ① 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準
常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること。
- ② 社会保険の加入
適切な社会保険へ加入（届出）していること
- ③ 営業所における専任技術者（専技）の設置
営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
- ④ 請負契約における誠実性
請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ⑤ 財産的基礎又は金銭的信用
請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

【欠格要件】

- ① 許可申請書若しくは添付書類中の虚偽記載又は、重要な事実の記載が欠けていること。
- ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。

(2) 許可要件

① 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準【法第7条第1号、第15条第1号】

法人の場合は、役員等（「業務を執行する社員」「取締役」「執行役」又は「これらに準ずる者」）のうち常勤であるものの一人が、個人の場合は、本人又は「支配人」のうち一人が、次のいずれかに該当する者であることが必要です。

○ 経營業務の管理責任者としての経験（建設業の経営に関する一定の経験）を有する者とは

次の1～3のいずれかに該当していることが必要です。

- 1 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること（規則第7条第1号イ該当）
 - ア 建設業に関し、5年以上、経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - イ 建設業に関し、5年以上、経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として経營業務を管理した経験を有する者
 - ウ 建設業に関し6年以上、経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者
- 2 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。（規則第7条第1号ロ該当）
 - ア 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者。
 - イ 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者
- 3 国土交通大臣が1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

② 社会保険の加入について

次のいずれにも該当する者であること

- 1 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- 2 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する

全ての営業所に關し、厚生年金法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第 1 3 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。

3 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第 3 号）第 1 4 1 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。

※ 1 ～ 3 の各保険制度において、適用除外となる事業所や申請者については、当該保険制度への加入は許可要件として求められません。

○文言解説【要綱第3－1】【ガイドライン第7条関係1】

「業務を執行する社員」… 持分会社の業務を執行する社員

「取締役」… 株式会社の取締役

「執行役」… 指名委員会等設置会社の執行役

「これらに準ずる者」… 法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まない（ただし、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれる。）

「役員のうち常勤であるもの」… 原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。健康保険証のコピー（両面）等で確認。

「建設業に関し」… 全ての建設業の種類をいい、業種毎の区別はせず、全ての建設業に関するものとして取り扱うこととする。

「支配人」… 営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」… 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）

として経營業務を管理した経験」… 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

「経營業務を補佐した経験」… 経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

「財務管理の業務経験」… 申請者における工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。

「労務管理の業務経験」… 申請者における社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。

「業務運営の経験」… 申請者における会社の経営方針や運営方針を策定に関する業務経験をいう。

「直接に補佐する」… 組織体系上及び実態上常勤役員等から直接指揮命令を受け、業務を行うことをいう。

「役員等に次ぐ職制上の地位」… 申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ職制上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。

○その他【要綱第3－1注10】【ガイドライン第7条関係1】

- ・ 該当する者が③の専任技術者としての基準も満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限り当該技術者を兼ねることができる。

③営業所における専任技術者（専技）の設置【法第7条第2号、法第15条第2号】

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要であり、請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、**各営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要**とされています。

【専任技術者となれる技術資格要件】

一般建設業	特定建設業（指定建設業以外）
－法第7条第2号－ 次のいずれかの要件を満たしていること。 イ 許可を受けようとする建設工事に関し、学校教育法による表2（p30）に掲げる学科を修めて ・中等教育学校卒業後 5年（60カ月）以上 ・高等学校卒業後 5年（60カ月）以上 ・大学・短大・高専卒業後 3年（36カ月）以上の実務経験を有する者 ロ 許可を受けようとする建設工事に関し、10年（120カ月）の実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が上記イ又はロと同等以上と認めた者（国土交通大臣が定めた表3-1（p31）の資格を有する者 等）	－法第15条第2号－ 次のいずれかの要件を満たしていること。 イ 許可を受けようとする建設工事に関し、国土交通大臣が定めた表3-1（p31）の資格を有する者（1級、技術士の国家資格者） ロ 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当し、許可を受けようとする建設工事で、発注者から直接請負い、その請負代金の額が1件4,500万円以上であるものに関し、2年（24カ月）以上の指導監督の実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が上記イ又はロと同等以上と認めた者
	指定建設業 （土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種）
	－法第15条第2号－ イ 許可を受けようとする建設工事に応じ、国土交通大臣が定めた表3-1（p31）の資格を有する者（1級施工管理技士、1級建築士・技術士の国家資格者） ハ 国土交通大臣が上記イと同等以上と認めた者（大臣特任資格者）

※営業所の専任技術者となり得る国家資格等については、p43表3-2の一覧を参照してください。

【「専任」の者】とは【要綱第3－2注1】【ガイドライン第7条関係2（1）】

その営業所に常勤して、専らその職務に従事することを要する者をいう

次の場合、原則として「専任」とは認められない。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者。

④請負契約における誠実性【法第 7 条第 3 号、法第 15 条第 1 号】

建設業の営業は、他の一般の営業と異なり、注文生産であるため、取引の開始から終了まで長い期間を要することや、前払いなどによる金銭の授受が慣習化していることなど、信用を前提として行われるものであるため、法人である場合においては「当該法人」又は「その役員等」若しくは「政令で定める使用人」が、個人である場合においては「その者」又は「政令で定める使用人」が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが求められます。

【不正な行為】とは【要綱第 3－3 注 1】【ガイドライン第 7 条関係 3（1）】

請負契約の締結又は履行の際における「詐欺」、「脅迫」、「横領」等法律に違反する行為

【不誠実な行為】とは【要綱第 3－3 注 1】【ガイドライン第 7 条関係 3（1）】

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

○次の場合、原則として誠実性を満たさないものとして扱われます。【要綱第 3－3 注 2】【ガイドライン第 7 条関係 3（2）】

建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から 5 年を経過しない者。

⑤**財産的基礎又は金銭的信用【法第7条第4号、法第15条第3号】**

建設工事の適正な施工を確保するためには、ある程度の資金を確保していることが必要であり、請負契約を履行するに足りる**財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要**です。

【財産的基礎又は金銭的信用を有しているとする基準】※倒産することが明白である場合を除く【要綱第3－4】【ガイドライン第7条関係4、第15条関係2】

一般建設業	特定建設業
次の <u>いずれか</u> に該当すること。 ① 自己資本の額が500万円以上であること。 ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。	次の <u>すべて</u> に該当すること ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること
○ 既存の企業にあっては、申請時直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表により判断する。 ○ 当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。 ○ これらの基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。	

※ 一般建設業において、新規許可取得後、初回の更新前に業種追加を行う際は、財産要件の確認が必要となります。

【**自己資本**】とは

- ・ 法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいう。
- ・ 個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

【**500万円以上の資金を調達する能力**】とは

- ・ 500万円以上の資金を調達できる金銭的信用を有しているかどうか。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認。(証明書は、申請日前の30日以内に発行されたもの)
- ・ 500万円以上の申請者名義の所有不動産の固定資産評価証明書

【**欠損の額**】とは

- ・ 法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいう。
- ・ 個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

【**流動比率**】とは

- ・ 流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

【**資本金**】とは

- ・ 法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいう。
- ・ 個人にあっては期首資本金をいう。

(3) 欠格要件

建設業法第 8 条の欠格要件		備 考
許可を受けようとする者が次の要件（役員等又は政令第 3 条に規定する使用人は、1 から 4 又は 6 から 10。）のいずれかに該当する場合、許可を受けることはできません。また、許可後において、1 又は 7 から 12 の要件のいずれかに該当した場合、許可取消処分となります。		
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
2	次の理由により建設業許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者 - 不正手段（虚偽の申告等）により建設業の許可を得た。（建設業法第 29 条第 1 項第 7 号） - 建設業法第 28 条第 1 項各号の一に該当する内容で情状特に重い行為を行った。（建設業法第 29 条第 1 項第 8 号） - 同法の営業停止処分に違反し営業行為を行った。（建設業法第 29 条第 1 項第 8 号）	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第 3 条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
3	取消処分を受ける前に行われる行政手続法の聴聞の通知を受け取った日以後に廃業届けした者で、届出の日から 5 年を経過しない者	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第 3 条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
4	上記の聴聞の通知を受け取った日前 60 日以内にその法人及び個人事業者の役員及び建設業法施行令第 3 条の使用人であった者で廃業届けの届出の日から 5 年を経過しない者	
5	建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定（他法令違反、工事の施工管理が著しく不適當など）による営業停止処分期間中の者	
6	法人の役員、個人事業主、建設業法施行令第 3 条の使用人で建設業法第 29 条の 4 による営業禁止処分期間中の者	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第 3 条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
7	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	
8	次に挙げる罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 - 建設業法違反 - 建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反（建設業法施行令第 3 条の 2 に規定する建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。） - 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律違反 - 刑法第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 2（凶器準備集合罪）、第 222 条（脅迫罪）、第 247 条（背任罪）の罪 - 暴力行為等処罰に関する法律の罪	政令第 3 条の 2 参照
9	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者	
10	心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により、建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者）	
11	未成年者の法定代理人が、建設業法第 8 条第 11 号の規定に該当するもの	法第 8 条参照
12	暴力団員等がその事業活動を支配する者	

建設業法

- 第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - 三 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの
 - 四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
 - 五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四〇年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）
 - 十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
 - 十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
 - 十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
 - 十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

建設業法施行令

- 第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。
- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）
 - 二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十六条
 - 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条
 - 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第一百条
 - 五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条の規定に違反した者に係る同法第一百七条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により適用される場合を含む。第七条の三第三号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第六条の規定に違反した者に係る同法第一百八条第一項
 - 六 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条の規定に違反した者に係る同法第六十四条
 - 七 労働者派遣法第四条第一項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第五十九条

3 許可（認可）申請の手続

(1)「申請区分」と「手数料」

○許可の申請区分、及び手数料については、次のとおりです。また、認可の申請をする場合、手数料は必要ありません。【北海道建設部手数料条例別表第1（第2条関係）】

申請区分	通常申請	般・特両方申請	備考
1.新規			
有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合	90,000 円	180,000 円	
2.許可換え新規			
国土交通大臣の許可を受けていた者又は北海道以外の知事の許可を受けていた者が、北海道内のみに営業所を設置して北海道知事の許可を申請する場合 ・国土交通大臣許可⇒北海道知事許可 ・他都府県知事許可⇒北海道知事許可	90,000 円	180,000 円	
3.般特新規			
一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合。 または、 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合。	90,000 円	－	
4.業種追加			
一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合。 または、 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合。	50,000 円	100,000 円	
5.更新（許可の一本化を含む）			
既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合。	50,000 円	100,000 円	
6.般特新規＋業種追加			
3と4を一件の申請書により、同時に申請する場合。	－	140,000 円	
7.般特新規＋更新			
3と5を一件の申請書により、同時に申請する場合。	－	140,000 円	
8.業種追加＋更新			
4と5を一件の申請書により、同時に申請する場合。	100,000 円	200,000 円	注 1
	－	150,000 円	注 2
9.般特新規＋業種追加＋更新			
3と4と5を一件の申請書により、同時に申請する場合。	－	190,000 円	

注 1 一般・特定の両許可区分で業種追加と更新をする場合

注 2 一般・特定の両許可区分で更新をし、一方のみで業種追加する場合

○納入方法～北海道収入証紙（印紙ではない）を「北海道収入証紙ちょう付用紙」に貼り付け、申請者の印で割印し申請してください。（許可申請書には綴じ込まない）

- ・当該手数料は、不許可になっても還付されません。
- ・収入証紙は金融機関等で取扱いをしています。

(2)「申請の方法」と「標準処理期間」

申請書類は、主たる営業所の所在地を管轄する振興局の建設指導課で受け付け、形式審査（記載事項や必要な書類が添付されているか、申請可能な期間内であるかなど形式要件の確認）と内容審査（許可の審査基準に適合しているか）を行い、適合していれば、許可の通知書を申請者に送付します。

適合しない申請については、申請者に対し、補正を求めるか、拒否の通知を送付します。

①申請方法【要綱第5－1】

○提出先：知事許可は主たる営業所の所在地（認可を申請する場合は、主たる営業所が所在する事となる地域）を管轄する振興局建設指導課、大臣許可は北海道開発局（⇒p57 表6「提出先一覧」参照）

○提出部数：正本1部・副本2部（石狩振興局、大臣許可は正本・副本各1部）副本は、受付印を押印後返却します。

※ 許可又は拒否の通知書が到達する前に、申請者が許可申請書を取り下げようとする場合は、取下願書（許可申請は、任意様式、譲渡、合併又は分割の場合は要綱別紙3－3、相続の場合は要綱別紙3－7により、取下げの理由を記載するもの）の提出により申請書を返却します。

なお、既に認可を通知された後に、認可を辞退、申請した内容に変更が生じた場合には、認可の取下げ願（要綱別紙3－4により取下げの理由を記載するもの）を提出します。許可を申請している場合、納入済の申請手数料は還付されます。【要綱第5－1注3】

②許可申請に関する標準処理期間【要綱第4】

申請書類が振興局建設指導課に到達してから、当該申請に対する処分をするまで通常要する標準的な期間は概ね35日程度（休日は含まない。）です。

- ・ ただし、この期間に書類不備の補正等に要する期間は含みません。
- ・ また、この期間には役員等の身分照会に要する期間を15日程度見込んでおり、関係機関からの回答が遅れたことによる期間は含みません。
- ・ この期間は、努力義務として定めたものであり、その期間の経過をもって直ちに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たるものではありません。

(3) 許可（認可）申請書類

建設業の許可（認可）は、申請書類に基づき、形式審査、内容審査を経て、許可の決定がなされます。また、許可（認可）後にあっては、許可申請書は閲覧に供されます。このため、記載事項には誤りが無いよう注意してください。

なお、申請書類に虚偽の記載があった場合、許可は取消しとなり、更に取り消した後5年間は許可を受けることができません。【法第29条第1項第5号、第29条の4第2項】

①申請書記載に係る一般的な注意事項

申請書の各様式に記載する際の一般的な注意事項は次のとおりです。なお、申請書の様式と主な添付書類・確認書類等については、p49表4-1、p50表4-2及びp51表4-3を参照してください。

- ・ 申請書等の記載は、誤りの無いよう十分確認の上記載してください。特に許可要件、欠格要件に係る記載については、記載誤りが虚偽申請とみなされる場合もあり得ますので、特にご注意願います。
- ・ カラム欄（申請書の四角に囲まれた入力欄）に記入する文字数字については、記入例に基づき、印字又はボールペン等によりの確に記載してください。
- ・ 申請書及び添付資料は、全てA4判の大きさ（A4の用紙に貼るなど）にしてください。
- ・ 許可申請書の編さん順序は、p49表4-1又はp50表4-2の順番にしてください。

②行政書士等が申請書等を作成した場合の取扱い【規則様式第 1 号記載要領 2 ほか関係様式の記載要領】

- ・ 行政書士等が申請書等を作成した場合は、各申請・届出毎に、申請・届出の日から 3 ヶ月以内の委任状の写しが必要です。
- ・ 申請者・届出者欄の記載要領は、上欄に申請者名（法人の場合は、法人名・代表者名）（行政書士等が代理人として申請書等を作成した場合、押印は不要）を書き、下欄に行政書士等が記名（行政書士等氏名・行政書士証票等の番号）をしてください。
- ・ 申請事務担当者の欄に、行政書士等の連絡先を必ず記載してください。

（４）その他留意事項

①許可番号の取扱いについて【要綱第 5 - 7】【ガイドラインその他 1】

- ・ 許可番号については、許可行政庁名（北海道知事）、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度、業者番号（振興局頭文字を含む）を付与します。
- ・ 業者番号は、1 業者 1 番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与します。

許可番号の具体例 「北海道知事許可（般-27）石 第 02001 号」

②許可区分等を変更する申請等の取扱い

a.一般・特定間移行の取扱い【要綱第 5 - 2（1）】【ガイドライン第 5 条及び第 6 条関係 2（1）②】

該当業種について、一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行する場合、又、特定建設業許可から一般建設業の許可へ移行する場合の取扱いについては、次のとおりです。（この取扱いは、当該移行に係る申請が許可の有効期間内に行われた場合に限りです。

移行の内容	申請区分	元の許可の取扱い
許可業種全てが <u>一般建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、一般建設業許可業種の全部又は一部について特定建設業へ移行する申請の場合</u>	特定建設業の「 <u>般特新規</u> 」（又は「 <u>業種追加</u> 」）となる	一般建設業の許可については、 <u>特定建設業の許可が決定した時点で失効</u>
許可業種全てが <u>特定建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、建設業法第 15 条第 3 号に規定する財産的基礎に係る基準の欠格のみが原因で、特定建設業許可業種の全部又は一部について一般建設業へ移行する申請の場合</u>	「 <u>新規</u> 」（又は一般建設業の「 <u>業種追加</u> 」）となる 「新規」申請に係る許可番号については <u>従前の番号を付与</u>	特定建設業の許可については、建設業法第 12 条の廃業届は必要なく、 <u>一般建設業の許可が決定した時点で失効（取扱いとしては更新と見なす）</u>
許可業種全てが <u>特定建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、建設業法第 15 条第 2 号に規定する専任技術者に係る基準の欠格等建設業法第 29 条該当が原因で、特定建設業許可業種の全部について一般建設業へ移行する申請の場合</u>	「 <u>新規</u> 」（又は一般建設業の「 <u>業種追加</u> 」）となる 「新規」申請に係る許可番号については <u>従前の番号は付与できない</u>	特定建設業の許可については、建設業法第 12 条の廃業届（又は、建設業法第 11 条第 5 項に基づく <u>届出書</u> ）の提出に基づく許可の取消通知書が申請者に到達した <u>時点で失効</u>
許可業種全てが <u>特定建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、建設業法第 15 条第 2 号に規定する専任技術者に係る基準の欠格等建設業法第 29 条該当が原因で、特定建設業許可業種の一部について一般建設業へ移行する申請の場合</u>	一般建設業の「 <u>般特新規</u> 」（又は一般建設業の「 <u>業種追加</u> 」）となる	特定建設業の許可については、建設業法第 12 条の廃業届（又は、建設業法第 11 条第 5 項に基づく <u>届出書</u> ）の提出に基づく許可の取消通知書が申請者に到達した <u>時点で失効</u>

b.許可換え新規の取扱い【要綱第5-2(2)】【ガイドライン第9条関係1、2】

国土交通大臣の許可又は他都府県知事の許可から北海道知事の許可へ変更する申請の取扱いについては、北海道知事許可への新規申請となります。

c.主たる営業所の所在地が他の振興局へ移転する場合の取扱い【要綱第5-2注1】

北海道知事の許可を既に有する者で、建設業に係る主たる営業所の所在地を他の振興局の区域へ移転する場合（法第17条の2又は法第17条の3及び要綱の規定に基づく地位の承継を申請する場合を除く）については、移転前の所在地を所管する振興局に対し、変更届出書を提出してください。

振興局間で移管手続きを行い、移転後の所在地を所管する振興局から、従前の許可年月日で新番号を付与し、届出者宛てに通知します。

③営業の同一性を失うことなく組織等を変更する申請の取扱い

a.事業承継の取扱い【要綱第5-3(1)】

従前の個人事業主が死亡又は高齢等の理由により営業が継続できないため、個人事業主を事業を共にする当該個人事業主を継ぐ者（家族）に変更する場合において、変更後の個人事業主の実態が、次に掲げる事項を全て満たす申請である場合に限り営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行います。

イ 個人事業主を継ぐ者が経営業務の管理責任者としての要件を満たしていること。

ロ 個人事業主を継ぐ者が営業の債権債務を相続して事業を行うこと。

ハ 個人事業主の許可（従前）の廃業届を提出すること。

b.法人替の取扱い【要綱第5-3(2)】

事業形態を個人から法人へ変更する場合において、変更後の法人の実態が、次に掲げる事項を全て満たす申請である場合に限り、営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行います。

イ 個人事業主が法人の代表権を有する役員であること。

ロ 個人事業主が法人に50%以上の出資をしていること。

ハ 個人事業主の許可の廃業届を提出すること。

c.法人に係る組織変更の取扱い【要綱第5-3(3)】

持分会社、株式会社及び法人格のある各種の組合等各法人の相互間における組織変更（特例有限会社の解散と同時に株式会社等の設立を行う場合を含む。）については、変更届出書を提出してください。

許可は一身専属的なものであることから、法第17条の2又は法第17条の3に基づく認可を受ける場合、及び③に記載する営業の同一性を失うことなく組織等を変更する場合を除き、相続、合併等により権利義務を包括的に承継する場合においても他の者への承継は認めていません。【要綱第5-3注1】

（5）譲渡及び譲受け【法第17条の2第1項、要綱第5-4】

既に許可を受けている建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合、譲渡人（譲渡を行う建設業者）及び譲受人（建設業の全部を譲り受ける者）があらかじめ北海道知事へ申請し、認可を受けることにより、譲渡及び譲受の日に譲渡人としての建設業者としての地位を承継できます。

①申請先

認可の申請先は、譲渡した後、主たる営業所が所在することとなる地域を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

・譲渡人又は譲受人が大臣許可を受けている場合

・譲受人が北海道知事以外の都府県知事許可を受けている場合

②認可基準

新規申請に同じ（P5～）

譲渡により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

③申請書類・確認書類

P50 表4-2のとおり

④許可の有効期間

譲渡した日の翌日から起算して5年間

⑤注意事項

- ・譲渡をする場合は、譲渡人の許可業種全てを譲受人が承継する必要があります。一部業種のみ承継することや、譲渡人と譲受人の間で、許可業種に般特の相違がある場合(※)には、承継できません。

- ・ 地位を承継した場合、承継した日から2週間以内に『社会保険等の加入状況（様式第7号の3）』及び『届出した事を証する書類』を認可を申請した振興局へ提出する必要があります。届出がなされない場合は、許可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
 - ・ 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。
- ※譲渡人と譲受人の間で許可業種に般特の相違がある場合には、いずれかの当該業種許可を廃業することで承継することが可能になります。

（6）合併（法人に限る）【法第17条の2第2項、要綱第5－4】

既に許可を受けている建設業者（法人に限る）が合併により消滅する場合、合併消滅法人（合併により消滅する会社をいう。複数の法人が該当する場合は、その全部を含む）と合併存続法人（合併後も存続する法人）があらかじめ当該合併について、北海道知事へ申請・認可を受けることにより、合併の日に、合併存続法人又は合併により設立される法人は合併消滅法人の建設業としての地位を承継できます。

※：3者以上が合併する際には、全ての建設業者が認可を受ける必要があります。

①申請先

認可の申請先は、合併した後、主たる営業所が所在することとなる地域を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

- ・ 合併消滅法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- ・ 合併消滅法人が2以上ある場合（3者以上が合併する場合）において、全ての合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けており、許可した都道府県知事が同一ではない場合
- ・ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- ・ 合併存続法人が北海道知事以外の都道府県知事から許可を受けている場合

②認可基準

新規申請に同じ（P5～）

合併により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

③申請書類・確認書類

P50 表4－2

④許可の有効期間

合併した日の翌日から起算して5年間

⑤注意事項

- ・ 合併に伴い地位を承継する場合は、合併消滅法人の許可業種全てを合併存続法人又は合併により設立される法人が承継する必要があります。一部業種のみ承継することや、合併消滅法人と合併存続法人の間で、許可業種に般特の相違がある場合（※）には、承継できません。
- ・ 合併存続法人又は合併により設立される法人は、経営事項審査の結果や監督処分についても承継します。
- ・ 合併存続法人又は合併により設立された法人は、地位の承継をした日から2週間以内に『社会保険等の加入状況（様式第7号の3）』及び『届出したことを証する書類』を認可を受けた振興局へ届出する必要があります。届出がなされない場合は、認可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- ・ 合併により設立された法人は、地位の承継をした日から30日以内に『商業登記簿』、『営業の沿革（様式第20号）』、『所属建設業団体（様式第20号の2）』を認可を受けた振興局へ届出する必要があります。届出がなされない場合は、認可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- ・ 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。

※：合併消滅法人と合併存続法人の間で許可業種に般特の相違がある場合には、いずれかの当該業種許可を廃業することで承継が可能になります。

（7）分割（法人に限る）【法第17条の2第3項、要綱第5－4】

既に許可を受けている建設業者（法人）が分割により建設業の全部を承継させる場合、分割被承継法人（承継させる法人）と分割承継法人（建設業の全てを承継する法人）があらかじめ北海道知事へ申請・認可を受けることにより、当該分割の日に分割承継法人は、分割被承継法人の建設業における地位を承継できます。

①申請先

認可の申請先は、分割した後、主たる営業所が所在することとなる地域を所管する（総合）振興局の建

設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

- ・分割被承継法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- ・すべての分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、北海道知事以外の知事の許可を受けている者が含まれる場合
- ・分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- ・分割承継法人が北海道知事以外の許可を受けている場合

②認可基準

新規申請に同じ（P5～）

分割により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

③申請書類・確認書類

P50 表4-2

④許可の有効期間

分割した日の翌日から起算して5年間

⑤注意事項

- ・分割により地位を承継する場合は、分割被承継法人の許可業種全てを分割承継法人が承継する必要があります。一部業種のみ承継することや、分割被承継法人と分割承継法人の間で、許可業種に般特の相違がある場合（※）には、承継できません。
 - ・分割承継法人又は分割により新設される法人は、経営事項審査の結果や監督処分についても承継します。
 - ・分割承継法人又は分割により設立された法人は、承継した日から2週間以内に『社会保険等の加入状況（様式7号の3）』及び『届出したことを証する書類』を認可を申請した振興局へ提出する必要があります。届出がなされない場合は、許可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
 - ・分割により設立された法人は、地位の承継をした日から30日以内に『商業登記簿』、『営業の沿革（様式第20号）』、『所属建設業団体一覧（様式第20号の2）』を認可を受けた振興局へ届出する必要があります。届出がなされない場合は、認可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
 - ・認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。
- ※： 分割被承継法人と分割承継法人の間で許可業種に般特の相違がある場合には、いずれかの当該業種許可を廃業することで承継することが可能になります。

（8）相続【法第17条の3、要綱第5-5】

建設業者（被相続人）が死亡した場合、相続人（相続人が複数人いる場合には、全員の同意を得て建設業を承継すべき相続人として選定された者1人）が被相続人の死亡後30日以内に北海道知事へ申請し、その認可を受けることで、被相続人の建設業者としての地位を相続人が相続できます。

①申請先

相続の申請先は、被相続人が受けていた建設業許可における主たる営業所の所在地を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります

- ・被相続人が大臣許可を受けているとき
- ・相続人が国土交通大臣の許可又は北海道知事以外の許可を受けているとき

②認可基準

新規申請に同じ（P5～）

相続により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

③申請書類・確認書類

P50 表4-2

④許可の有効期間

認可を受けた日の翌日から起算して5年間

⑤注意事項

- ・相続人は、被相続人が受けていた建設業許可の全ての業種を承継する必要があります。一部の業種についてのみ承継するや、被相続人が既に受けている建設業の許可と相続人の受けている許可に般特の相違がある場合（※）には、相続できません。
- ・相続人は、経営事項審査の結果や監督処分についても承継します。
- ・相続の認可を申請した際、社会保険に関する『誓約書（様式第22号の11）』を提出した者は、認可を受けた日から2週間以内に『社会保険等の加入状況（様式第7号の3）』及び『届出したことを

証する書類』を認可を申請した振興局へ提出する必要があります。届出がなされない場合は、許可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。

- ・ 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。

※： 相続人と被相続人の間で同一業種について、受けている許可の般特が異なる場合、いずれかの当該業種を廃業することで、相続人の許可を相続できます。

（９）許可更新申請の取扱い

① 更新の手続

- ・ 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（規則第5条関係）（この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出【地方自治法第4条の2第4項】）
- ・ 申請の受付開始時期は、概ね有効期間満了の日の3カ月前からです。【要綱第5－6（1）】
- ・ 更新を行わないと失効します。この場合、新規の許可申請が必要となります。

② 有効期間満了後の許可の効力について

- ・ 更新の許可申請書が提出されていれば、有効期間満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効。【法第3条第4項】
- ・ 有効期間満了後に、不許可処分となった場合も、不許可処分となる前に締結された請負契約に係る建設工事については、不許可処分後でも継続して施工することができます。【法第29条の3第1項】【ガイドライン第3条関係8】

③ 変更事項の届出（決算報告含む。）未提出業者の取扱い

- ・ 各種変更の届出は法令により提出期限が定められていますので、速やかに提出してください。【要綱第5－6（2）】

④ 特定建設業の財産的基礎に係る基準の確認について【要綱第5－6（3）】【ガイドライン第15条関係2（6）】

- ・ 特定建設業の許可の更新の際の財産的基礎に係る基準の確認については、原則として更新申請時における直前1年の財務諸表（決算報告書）により行います。
- ・ ただし、更新許可の申請受付期限が事業年度終了日の後4カ月以内に含まれ、かつ、申請時点で直前1年の財務諸表（決算報告書）の提出がない場合で、更新許可の申請受付期限が事業年度終了日の後3カ月以内に含まれていること、あるいは、特別な理由で株主総会を通常どおり開催できないこと等により、直前1年の財務諸表（決算報告書）の提出ができない場合は、直前決算の前期末の財務諸表（決算報告書）により確認することとなります。

⑤ 更新に係る許可の有効期間の調整（一本化）について【要綱第5－6（4）】【ガイドライン第3条関係6（2）】

- ・ 許可年月日が異なる許可を複数有している場合には、先に有効期限の到来する許可の更新に合わせて、有効期限が到来していない許可についても同時に更新できます。
ただし、有効期間の調整（一本化）を行う場合は、複数の許可すべてを同じ年月日に揃えることであり、一部の業種に限った部分的なものは認められません。
なお、業種追加と更新における許可の有効期間の調整（一本化）は、あくまで業種追加の許可年月日に更新の許可年月日を前倒しして行うものであり、更新の許可年月日に業種追加の許可年月日を合わせるものではありません。この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となりますので、追加と同時に更新を申請することのできる従来の建設業の許可の有効期間は、一定期間（追加する許可申請の審査に要する期間以上）残っていることが必要となります。
- ・ 更新と業種追加の同時申請の可否については、所管する各振興局にお問い合わせしてください。

4 許可取得後の手続（変更届・廃業届の提出等）

（１）変更届【法第１１条】【ガイドライン第１１条関係】

許可を受けた建設業者が許可の有効期間中（５カ年）に、許可申請書の記載内容に変更が生じたときは、法律で定められた期間内に、定められた書式による「変更の届出」が必要です。

経營業務管理責任者や専任技術者の変更など、許可要件に関わる変更事項については、二週間以内に届出が必要です。

また、「決算報告書」については、事業年度終了後、毎年提出が必要です。

⇒届出の様式、添付書類、届出期間等はp53 表５を参照してください。

（２）廃業届【法第１２条】【ガイドライン第１２条関係】

許可業者が次に掲げる事項に該当した場合は、３０日以内に（様式第２２号の４により）許可権者に届け出ることとなっています。

	廃業等の届出事項	届出者
全部廃業	許可を受けた個人の事業主が死亡したとき ※法第１７条の３による相続の認可を申請しなかったときに限る。	相続人（配偶者、子ども）
	法人が合併により消滅したとき ※合併の認可がされなかったときに限る	消滅した会社の役員であった者
	法人が破産手続開始決定により解散したとき	その破産管財人
	法人が合併または破産手続開始決定以外の事由により解散したとき	その清算人
全部又は一部廃業	許可を受けた建設業を廃止したとき ※譲渡又は分割の認可を受けたときは除く。	法人であるときはその役員 個人は事業主

※届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名を記載してください。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。（行政書士による代理の届出をする場合は、「３－（３）－②行政書士等が申請書等を作成した場合の取扱い」に準じて手続きしてください。）

※休業届はありません。１年以上建設業を営業しない場合には、許可は取消しとなります。

（３）届出の方法

p53 表５「建設業許可後の各種届出」の一覧表に記載の様式、添付書類等を用意し、許可申請を行った振興局に提出してください。

(4) 郵送による変更届の提出について

建設業の許可等に係る一部の変更届等について、郵送による受付を実施しています。

北海道知事による建設業の許可、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る次の届出について、郵送での届出が可能です。

【対象となる届出書】

	届出様式	変更届出事項	添付書類・確認書類
北海道知事による建設業許可に係る変更届	第22号の2	商号・名称	(法人) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (個人) 商号登記や営業証明書など、変更事項及び年月日が確認できるもの
		資本金額	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
		電話番号の変更	不要
	第22号の4	全部廃業	不要
建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届	様式第6号	商号・名称	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
		電話番号の変更	不要
		全部廃業	不要

※大臣許可は、対象外です。

- ・ 事前に各(総合)振興局建設指導課土木係(石狩振興局は指導審査係)までお電話いただき、対象となる変更届に必要な事項について、ご確認ください。

①提出する書類

- 1 変更届送付票(様式は、道のホームページ(URL→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shinsas/template.pdf>)からダウンロードできます。「担当者・申請代理人の氏名及び電話」等欄は、必ず記載してください。)
- 2 届出様式
- 3 添付・確認書類(提出書類を「変更届送付票」でチェックしてください)
- 4 代理人委任状(代理人による届出の場合)
- 5 副本(申請者保管書類)返送用封筒
 - ・ 副本が入る大きさのもので、返送先を記入の上、簡易書留分の切手を貼付したものを、同封してください。
 - ・ 書類不備等により返送する必要がある場合も使用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

②届出方法

個人情報を含むものもあり、届出が確実で安全に送達されるよう、簡易書留など追跡サービスがあるので郵送することを推奨します。

③届出の完了

郵送により届いた届出書は、各(総合)振興局において、形式審査を行った上で、書類不備等がなかった場合、申請者保管書類として受領印を押印した副本を返送し、手続きは完了します。

④書類不備等があった場合

提出書類等に不備または不足等があった場合、届出は完了したことになりません。届出者又は代理人に連絡させていただきますので、再提出いただくことになります。

⑤留意事項

送付のやりとりでの事故は当方で責任を負いかねますので、予めご了承ください。手続き願います。

表 1 - 1 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類 及び 業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
土	土木一式工事 土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		暗渠、明渠等を伴う外構工事、土木用ブロック製作及び設置工事、ケーソン製作及び設置工事、魚礁ブロック製作及び設置工事、橋梁下部工事、流雪溝設置工事	① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建	建築一式工事 建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		大規模となる外壁改修工事、無落雪屋根への改造工事、体育館等の床改修工事（構造的に補強を要するもの）、増改築工事（躯体工事と基礎工事又は、外構工事が各々別契約の場合は、躯体工事のみ建築一式工事に該当）、設備関係の設置も含む仮設住宅（プレハブ）工事	ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大	大工工事 大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	小規模（補修）工事、建築物の形状を変えない造作中心の工事（木製工作物の加工、取付建築物の内部造作工事）	
左	左官工事 左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事		① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
と	とび・土工・コンクリート工事 とび・土工工事業	1 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 2 くい打ち、くい抜き及び場所打ちくいを行う工事 3 土砂等の掘削、盛上げ、締	1 とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 2 くい工事、くい打ち工事、くい抜き工	簡単な盛土工事、土工事、掘削工事（主に下請専門工事）、トンネル防水工事、ガードレール、ネット・フェンス等の設置工事、インターロッキング工事、交通標識、点字ブロック敷設、デリニエーター等の設置工事、集水枘設置工事、側溝（トラフ）補修工事、転圧による取付道路設置工事、河口掘削工事、外	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面

略号	建設工事の種類 及び 業上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
		固め等を行う工 事 4 コンクリート により工作物を 築造する工事 5 その他基礎的 ないしは準備的 工事	事、場所打ぐい 工事 3 土工事、掘削 工事、根切り 工事、発破工 事、盛土工事 4 コンクリート 工事、コンク リート打設工 事、コンクリ ート圧送工 事、プレスト レストコンク リート工事 5 地すべり防止 工事、地盤改 良工事、ボー リンググラウ ト工事、土留 め工事、仮締 切り工事、吹 付け工事、法 面保護工事、 道路付属物設 置工事、屋外 広告物設置工 事、捨石工 事、外構工 事、はつり工 事、切断穿孔 工事、アンカ ー工事、あと 施工アンカー 工事、潜水工 事	構工事（住宅等の小規 模工事）、アスファル ト舗装路面の切削・不 陸整正・石綿除去工 事、床板（橋梁上部ほ 装）工事、防雪柵、防 護柵設置工事、鉄道レ ール敷設換工事、枕木 （木製・PC製）敷設 換工事、除れき工事、 大規模なオブジェ・モ ニュメント製作設置工 事、種子吹付け・張芝 工事	処理、又は擁壁としてコンクリートブロ ックを積み、又ははり付ける工事等が 『石工事』における「コンクリートブロ ック積み（張り）工事」である。コンク リートブロックにより建築物を建設する 工事等が『タイル・れんが・ブロック工 事』における「コンクリートブロック積 み（張り）工事」であり、エクステリア 工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工 事』における「鉄骨工事」との区分の考 え方は、鉄骨の製作、加工から組立てま でを一貫して請け負うのが『鋼構造物工 事』における「鉄骨工事」であり、既に 加工された鉄骨を現場で組立てることの みを請け負うのが『とび・土工・コンク リート工事』における「鉄骨組立工事」 である。 ③「プレストレストコンクリート工事」の うち橋梁等の土木工作物を総合的に建設 するプレストレストコンクリート構造物 工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、 ウエルポイント工事等各种の地盤の改良 を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「吹付け工事」とは、「モルタル吹付 け工事」及び「種子吹付け工事」を総称 したものであり、法面処理等のためにモ ルタル又は種子を吹付ける工事をいい、 建築物に対するモルタル等の吹付けは 『左官工事』における「吹付け工事」に 該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等 により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識 やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「屋外広告物設置工事」と『鋼構造 物工事』における「屋外広告工事」との 区分の考え方は、現場で屋外広告物の製 作、加工から設置までを一貫して請け負 うのが『鋼構造物工事』における「屋外 広告工事」であり、それ以外の工事が 『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事 は『防水工事』ではなく『とび・土工・ コンクリート工事』に該当し、いわゆる 建築系の防水工事は『防水工事』に該当 する。
石	石工事 石工事業	石材（石材に類似 のコンクリートブ ロック及び擬石を 含む。）の加工又 は積方により工作 物を築造し、又は 工作物に石材を取 付ける工事	石積み（張り）工 事、コンクリート ブロック積み（張 り）工事		『とび・土工・コンクリート工事』に おける「コンクリートブロック据付け工 事」並びに『石工事』及び『タイル・れ んが・ブロック工事』における「コンク リートブロック積み（張り）工事」間の 区分の考え方は以下のとおりである。根 固めブロック、消波ブロックの据付け等 土木工事において規模の大きいコンク リートブロックの据付けを行う工事、プレ キャストコンクリートの柱、梁等の部材 の設置工事等が『とび・土工・コンク リート工事』における「コンクリートブ ロック据付け工事」である。建築物の内外 装として擬石等をはり付ける工事や法面 処理、又は擁壁としてコンクリートブ ロックを積み、又ははり付ける工事等が 『石工事』における「コンクリートブ ロック積み（張り）工事」である。コンク

略号	建設工事の種類 及び 業上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
					リートブロックにより建築物を建設する 工事等が『タイル・れんが・ブロック工 事』における「コンクリートブロック積 み（張り）工事」であり、エクステリア 工事としてこれを行う場合を含む。
屋	屋根工事 屋根工事業	瓦、スレート、金 属薄板等により屋 根をふく工事	屋根ふき工事		① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」に ついては、屋根をふく材料の別を示した ものにすぎず、また、これら以外の材料 による屋根ふき工事も多いことから、こ れらを包括して「屋根ふき工事」とす る。したがって板金屋根工事も『板金工 事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料 により屋根をふく工事であり「屋根ふき 工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は 『屋根工事』に該当する。太陽光発電設 備の設置工事は『電気工事』に該当し、 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、 屋根等の止水処理を行う工事が含まれ る。
電	電気工事 電気工事業	発電設備、変電設 備、送配電設備、 構内電気設備等を 設置する工事	発電設備工事、送 配電線工事、引込 線工事、変電設備 工事、構内電気設 備（非常用電気設 備を含む。）工 事、照明設備工 事、電車線工事、 信号設備工事、ネ オン装置工事	電気式ロードヒーテ ィング新設工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は 『屋根工事』に該当する。太陽光発電設 備の設置工事は『電気工事』に該当し、 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、 屋根等の止水処理を行う工事が含まれ る。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての 機械器具類の設置に関する工事が含まれ るため、機械器具の種類によっては『電 気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、 『消防施設工事』等と重複するものもあ るが、これらについては原則として『電 気工事』等それぞれの専門の工事の方に 区分するものとし、これらいずれにも該 当しない機械器具あるいは複合的な機械 器具の設置が『機械器具設置工事』に該 当する。
管	管工事 管工事業	冷暖房、冷凍冷 蔵、空気調和、給 排水、衛生等のた めの設備を設置 し、又は金属製等 の管を使用して 水、油、ガス、水 蒸気等を送配す るための設備を設置 する工事	冷暖房設備工事、 冷凍冷蔵設備工 事、空気調和設備 工事、給排水・給 湯設備工事、厨房 設備工事、衛生設 備工事、浄化槽工 事、水洗便所設備 工事、ガス管配管 工事、ダクト工 事、管内更生工事	管内更生工事（錆落・ 塗装も同時施工）、家 屋その他施設内配管工 事（上水道の配水管工 事）、浄化槽工事（自 家用し尿処理）、ソー ラーシステム設置工 事、浴室設備工事（給 排水・ガス管を併せて 施工する場合）、温 水式ロードヒーティング 新設工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工 事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の 配管工事などフロン類の漏洩を防止する 工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事におけ る『管工事』、『水道施設工事』及び『清 掃施設工事』間の区分の考え方は、規模 の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含 む。）によりし尿を処理する施設の建設工 事が『管工事』に該当し、公共団体が設 置するもので下水道により収集された汚 水を処理する施設の建設工事が『水道施 設工事』に該当し、公共団体が設置する もので汲取方式により収集されたし尿を 処理する施設の建設工事が『清掃施設工 事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての 機械器具類の設置に関する工事が含まれ るため、機械器具の種類によっては『電 気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、 『消防施設工事』等と重複するものもあ るが、これらについては原則として『電 気工事』等それぞれの専門の工事の方に 区分するものとし、これらいずれにも該 当しない機械器具あるいは複合的な機械 器具の設置が『機械器具設置工事』に該 当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器 の設置工事は『管工事』に該当し、トン ネル、地下道等の給排水用に設置される

略号	建設工事の種類 及び 業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容		建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの		平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
						機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それその公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タ	タイル・れんが・ブロック工事 タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	サイディング工事（住宅外壁張付け工事）		① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼	鋼構造物工事 鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	橋梁上部工事、鋼橋の工場製作工事、非常用避難階段（建築物に固定）設置工事、橋梁の高欄取付（補修）工事		① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

略号	建設工事の種類及び業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容		建設工事の例示		建設工事の区分の考え方	
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの		平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	
						③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。	
筋	鉄筋工事 鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事			『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。	
舗	舗装工事 舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装新設工事・補修工事、舗装を主とした構内外構工事、ロードヒーティング維持補修工事、アスファルト乳剤による防塵処理		① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。	
しゅ	しゅんせつ工事 しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事				
板	板金工事 板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建物の外装に金属製の付属物（切文字等）を加工・取付する工事		① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。	
ガ	ガラス工事 ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事				
塗	塗装工事 塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事			下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。	
防	防水工事 防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事			① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。	
内	内装仕上工事 内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工	建設工事の内容（建設省告示）に列举する材料等を用いて施工し、特に総合的な施工監理を必要としない工事、		① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に	

略号	建設工事の種類及び業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
		等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	事、ふすま工事、家具工事、防音工事	ブローイング工事（熱絶縁体工事となるものを除く） ＊内装仕上工事のほか に建具工事、設備関係等の複数の専門工事が有機的に組み込まれて全体的に施工するものは建築一式工事に該当	音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機	機械器具設置 機械器具設置 工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	設備全体の機能復旧を目的とした補修・改修工事後、再設置する工事（単なる機械器具の修理、修繕は建設工事には該当しない） ＊機械器具の種類や用途によっては管工事、電気工事、電気通信工事、水道施設工事等の専門工事に該当	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
絶	熱絶縁工事 熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	冷暖房・空調・給排水・衛生設備等の配管又は設備等に絶縁体を加工・取付ける工事、発泡ウレタン吹付工事・ブローイング工事等建築物等を熱絶縁する工事	
通	電気通信工事 電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事		① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
園	造園工事 造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場	庭園等の造成での種子吹付工事、公園設備工事（噴水・簡易的な遊具施設の設置も含んで	① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工

略号	建設工事の種類 及び 業 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
			平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	
		地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	可)	事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
井	さく井工事 さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事		
具	建具工事 建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	防風用玄関フード設置工事	
水	水道施設工事 水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上水道本管施設工事（掘削、管敷設、埋戻等の施工を含む工事内容のもの）、上水道本管敷設（移設）工事に伴い、附帯工事として施工する屋外消火栓設置工事 * 浄化施設、下水処理施設等の設備工事には、その機械器具の種類又は、用途に応じて機会器具を設置（補修、改造）する工事も含む。 * 浄水施設又は下水処理設備工事で単独（分類）発注された管理棟等は建築一式工事に該当	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消	消防施設工事 消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災		① 「金属製避難はしご」とは、火災時等によりのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電

略号	建設工事の種類及び業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
			平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事		平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
					気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清	清掃施設工事 清掃施設事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事		① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解	解体工事 解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

表 1-2 非建設業の例示（平成 10 年 6 月 30 日北海道建情第 446 号に掲げるもの）

- ・ 樹木等の冬囲い、剪定
- ・ 街路樹の枝払い
- ・ 道路（河川）維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除排雪業務、路面清掃、側溝清掃
- ・ 建設資材（仮設材等）の賃貸
- ・ 委託契約における設備関係の保守、点検のみの業務
- ・ 造林事業
- ・ 苗木の育成販売
- ・ 工作物の設計業務、工事設計の監理業務
- ・ 地質調査、測量調査及びこれに伴うボーリング工事
- ・ 建売分譲住宅の販売
- ・ 雪像製作時及び足場等仮設工事
- ・ 家電製品販売に伴う付帯（付属）物の取付
- ・ 水道管凍結時の解凍作業
- ・ 自社社屋等の建設を自ら施工した工事

表 2 建設業の種類別指定学科（建設業法施行規則第 1 条）

許可を受けようとする業種	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

表 3-1 建設工事の種類、並びに一般建設業及び特定建設業別専任技術者の資格要件一覧表

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		格していた者であってその後左官工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
とび・土工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「葉液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者 5 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行う平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者 6 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 7 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者 8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者 9 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 10 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備考
		有する者 1 1 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者		
石工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を 2 級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工に関し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの 5 平成 23 年 11 月 2 日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を 2 級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工に関し 3 年以上実務の経験を有する者 4 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者 5 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工に関し 1 年以上の実務の経験を有する者 6 平成 21 年 10 月 15 日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のスレート施工とするものに合格していた者 7 平成 21 年 10 月 15 日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 2 級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工に関し 3 年以上の実務の経験を有する者 8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）による第 1 種電気工事士免状の交付を受けた者又は第 2 種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 4 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第 7 項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上実務の経験を有する者 5 建築士法第 20 条第 4 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第 7 条の 4 から第 7 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17 年度までの 1 級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人建設業振興基金の行った平成 7 年度又は平成 8 年度の電気工事技術者特別認定講習
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）による改正前の技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成 2 年度の管工事技術者特別認定講習

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		年政令第 98 号。以下「昭和 48 年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの 7 建築士法第 20 条第 4 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 8 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 9 登録計装試験に合格した後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 10 社団法人日本計装工業会の行う平成 17 年度までの 1 級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者		
タイル・れんが・ブロック工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を 2 級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し 3 年以上実務の経験を有する者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であつてその後タイル・れんが・ブロック工事に關し 1 年以上実務の経験を有する者 6 平成 24 年 3 月 31 日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	
鋼構造物工事業	土木工学又は建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の鉄工（選択科目を「製	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成 2 年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成 2 年度の建築技術者

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を２級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に關し３年以上実務の経験を有する者 ５ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を１級の鉄工（検定職種を昭和 48 年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者 ６ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に關し１年以上実務の経験を有するもの		特別認定講習
鉄筋工事業	土木工学又は建築学又は機械工学に関する学科	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理若しくは２級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 ２ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し３年以上実務の経験を有する者（検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。） ３ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を１級の鉄筋組立てとするものに合格していた者 ４ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工としかつ、選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に關し１年以上実務の経験を有する者又は検定職種を２級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に關し１年以上実務の経験を有するもの（検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）	法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理をするものに合格した者	
舗装工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	１ 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は１級の土木施工管理若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の建設機械施工又は１級の土木施工管理とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成２年度の土木技術者特別認定講習
しゅんせつ工事業	土木工学又は、機械工学に関する学科	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理又は２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備考
		とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	に合格した者	
板金工事業	建築学又は、機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
ガラス工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科	- 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に就き3年以上実務の経験を有する者 - 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者 - 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に就き1年以上実務の経験を有するもの - 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に就き12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に就き8年を超える実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
内装仕上工事業	建築学又は衛生工学に関する学科	- 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 - 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 - 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に就き3年以上実務の経験を有する者 - 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者 - 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に就き1年以上実務の経験を有する者 - 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に就き12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に就き8年を超える実務の経験を有する者 - 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に就き12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に就き8年を超える実務の経験を有する者	- 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 - 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	- 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に就き3年以上実務の経験を有する者 - 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者 - 平成16年4月1日時点で旧技能検定の	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		うち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に1年以上実務の経験を有する者		
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に1年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に1年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に1年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者	
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 7 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 8 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 (令和3年3月31日までの経過措置) 1 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。)の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又はロに該当している者 2 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称する者 3 平成27年改正省令施行の際、現にとび	理若とするものに合格した者 2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 (令和3年3月31日までの経過措置) 1 建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し、法第15条第2号ロ又はハに該当している者 2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者 3 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備考
		・土工・コンクリート工事に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めた者 4 平成 27 年改正省令の施行の際、現にとび・土工事業に関し規則第 7 条の 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で、旧技能検定のうち検定職種を 1 級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点で、旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にとび工事に関し 1 年以上の実務の経験を有するに至った者 7 平成 16 年 4 月 1 日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を 2 級の型枠施工又はコンクリート圧送施工するものに合格していた者であって、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し 1 年以上の実務の経験を有するに至った者 8 平成 16 年 4 月 1 日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を 2 級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に関し 1 年以上の実務の経験を有するに至った者 9 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成 17 年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に関し 1 年以上実務の経験を有するに至った者		

○ **専修学校卒業後に関する資格要件（法第 7 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上）【規則第 7 条の 3 第 3 号】**

- 許可を受けようとする建設業に関し学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専修学校の専門課程を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第 1 条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成 6 年文部省告示第 84 号）第 2 条に規定する専門士又は同規定第 3 条に規定する高度専門士を称するもの
- 許可を受けようとする建設業に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 5 年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第 1 条に規定する学科を修めたもの

表3-2 営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧 ～有資格コード【一般建設業】

「1」…建設業法第7条第2号イ該当
「4」…建設業法第7条第2号ロ該当
「7」…建設業法第7条第2号ハ該当

		コード	資格区分	建設業の種類																															
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
		O1	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		O2	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法「技術検定」	合格証書	11	一級建設機械施工技士	7			7							7																					
		1A	一級建設機械施工技士(附則第4条該当)	7			7							7																			7		
		12	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	7			7							7																					
		1B	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)(附則4条該当)	7			7							7																			7		
		13	一級土木施工管理技士	7			7	7					7	7	7		7														7				
		1C	一級土木施工管理技士(附則第4条該当)	7			7	7					7	7	7		7														7			7	
		14	二級土木施工管理技士(土木)	7			7	7					7	7	7																7			7	
		1D	二級土木施工管理技士(土木)(附則第4条該当)	7			7	7					7	7	7																7			7	
		15	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																7																
		16	二級土木施工管理技士(薬液注入)				7																												
		1E	二級土木施工管理技士(薬液注入)(附則第4条該当)				7																											7	
		20	一級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7					7					7	
		2A	一級建築施工管理技士(附則第4条該当)		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7					7					7	
		21	二級建築施工管理技士(建築)		7																													7	
		22	二級建築施工管理技士(躯体)			7	7						7	7	7																			7	
		2B	二級建築施工管理技士(躯体)(附則第4条該当)			7	7						7	7	7																			7	
		23	二級建築施工管理技士(仕上げ)			7	7		7	7			7					7	7	7	7	7		7					7						
		27	一級電気工事施工管理技士								7																								
		28	二級電気工事施工管理技士								7																								
		29	一級管工事施工管理技士									7																							
		30	二級管工事施工管理技士									7																							
		31	一級電気通信工事施工管理技士																									7							
		32	二級電気通信工事施工管理技士																									7							
		33	一級造園施工管理技士																										7						
		34	二級造園施工管理技士																										7						
試験「建築士法」	免許証	37	一級建築士		7	7			7			7	7								7														
		38	二級建築士		7	7			7			7									7														
		39	木造建築士			7																													
技術士法「技術士検定」	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	7			7			7				7	7												7						7		
		4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	7			7			7					7	7											7							7	
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	7			7			7			7		7	7												7						7	
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	7			7			7			7		7	7												7						7	
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	7			7																												
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	7			7																											7	
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)								7																7								
		45	機械・総合技術監理(機械)																							7									
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									7														7									
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)									7																					7		
		48	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)									7																		7					
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	7			7											7																	
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	7			7											7																7	
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																										7						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	7			7																						7						
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	7			7																						7					7	
		52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									7																							
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									7																					7		
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									7																				7	7		

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
技術士試験等 電気工事 電気主任技 術者	免状	55 第一種 電気工事士							7																						
		56 第二種 電気工事士 3年							7																						
		58 電気主任技術者(第1種～第3種)5年							7																						
事業 電気 法通 信	資格者証	59 電気通信主任技術者 5年																					7								
試験位置 試験技術者 試験主装	免状	65 給水装置工事主任技術者 1年							7																						
試験設備 試験消防 試験士防	免状	68 甲種消防設備士																											7		
		69 乙種消防設備士																											7		
職業能力 開発促進法「技能 検定」	合格証書	71 建築大工			7																										
		64 型枠施工			7	7																									
		6B 型枠施工(附則第4条該当)			7	7																									7
		72 左官				7																									
		57 とび・とび工				7																									7
		5B とび・とび工(附則第4条該当)				7																									7
		73 コンクリート圧送施工				7																									
		7A コンクリート圧送施工(附則第4条該当)				7																									7
		66 ウェルポイント施工				7																									
		6C ウェルポイント施工(附則第4条該当)				7																									7
		74 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管							7																						
		75 給排水衛生設備配管							7																						
		76 配管・配管工							7																						
		70 建築板金「ダクト板金作業」						7	7								7														
		77 タイル張り・タイル張り工								7																					
		78 築炉・築炉工・れんが積み								7																					
		79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート 積みブロック施工						7		7																					
		80 石工・石材施工・石積み						7																							
		81 鉄工・製鐵												7																	
		82 鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」)													7																
		83 工場板金																	7												
		84 建築板金「内外装板金作業」・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)							7										7												
		85 板金・板金工・打出し板金																	7												
		86 かわらぶき・スレート施工							7																						
		87 ガラス施工																	7												
		88 塗装・木工塗装・木工塗装工																		7											
		89 建築塗装・建築塗装工																		7											
		90 金属塗装・金属塗装工																		7											
		91 噴霧塗装																		7											
		67 路面標示施工																		7											
		92 量製作・量工																			7										
		93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
		94 熱絶縁施工																					7								
		95 建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																											7		
		96 造園																									7				
		97 防水施工																		7											
		98 さく井																										7			
		61 地すべり防止工事 1年				7																				7					
		6A 地すべり防止工事(附則第4条該当) 1年				7																				7				7	
		40 基礎くい工事				7																									
		62 建築設備士 1年							7	7																					
		63 計装 1年							7	7																					
		60 解体工事																													

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
(H16.4.1時点で、旧技能検定2級の割合は、1年)

コード		資格区分	建設業の種類																														
			土	建	太	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
民間資格「登録基幹技能者講習試験」	講習修了証	36	基幹技能者 種目	登録電気工事基幹技能者						7														7									
				登録橋梁基幹技能者				7					7																				
				登録造園基幹技能者																						7							
				登録コンクリート圧送基幹技能者				7																									
				登録防水基幹技能者																		7											
				登録トンネル基幹技能者				7																									
				登録建設塗装基幹技能者																	7												
				登録左官基幹技能者				7																									
				登録機械土工基幹技能者				7																									
				登録海上起重基幹技能者													7																
				登録PC基幹技能者				7							7																		
				登録鉄筋基幹技能者											7																		
				登録J接基幹技能者											7																		
				登録型枠基幹技能者				7																									
				登録配管基幹技能者										7																			
				登録高・土工基幹技能者					7																								
				登録切断穿孔基幹技能者					7																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																				7									
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											7		
				登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																		
				登録建築板金基幹技能者							7									7													
				登録外壁仕上基幹技能者					7													7	7										
				登録ダクト基幹技能者										7																			
				登録保温保冷基幹技能者																							7						
				登録グラウト基幹技能者					7																								
				登録冷凍空調基幹技能者										7																			
				登録運動施設基幹技能者					7								7											7					
				登録基礎工基幹技能者					7																								
				登録タイル張り基幹技能者											7																		
				登録標識・路面標示基幹技能者					7													7											
				登録消火設備基幹技能者																												7	
				登録建築人工基幹技能者					7																								
				登録硝子工事基幹技能者																	7												
99	その他	建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件(昭和47年3月8日建設省告示第352号)の第3号に該当																															

表3-3 営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧 ～有資格コード【特定建設業】

「2」…建設業法第7条第2号イ及び建設業法第15条第2号ロ該当
 「3」…建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 「5」…建設業法第7条第2号ロ及び建設業法第15条第2号ロ該当

「6」…建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 「8」…建設業法第7条第2号ハ及び建設業法第15条第2号ロ該当
 「9」…建設業法第15条第2号イ該当

特定建設業
指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																							
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3		3		3										3	
04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
建設業法「技術検定」	合格証書	11	一級建設機械施工技士	9			9						9												
		1A	一級建設機械施工技士(附則第4条該当)	9			9						9												9
		12	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)				8																		
		1B	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)(附則第4条該当)				8																		8
		13	一級土木施工管理技士	9			9	9				9	9	9			9								9
		1C	一級土木施工管理技士(附則第4条該当)	9			9	9				9	9	9			9								9
		14	二級土木施工管理技士(土木)				8	8								8									8
		1D	二級土木施工管理技士(土木)(附則第4条該当)				8	8								8									8
		15	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)															8							
		16	二級土木施工管理技士(薬液注入)				8																		
		1E	二級土木施工管理技士(薬液注入)(附則第4条該当)				8																		8
		20	一級建築施工管理技士		9	9	9	9	9	9		9	9	9			9	9	9	9	9	9	9		9
		2A	一級建築施工管理技士(附則第4条該当)		9	9	9	9	9	9		9	9	9			9	9	9	9	9	9	9		9
		21	二級建築施工管理技士(建築)																						8
		22	二級建築施工管理技士(躯体)			8	8				8	8													8
		2B	二級建築施工管理技士(躯体)(附則第4条該当)			8	8				8	8													8
		23	二級建築施工管理技士(仕上げ)			8	8	8	8		8					8	8	8	8	8	8	8		8	
		27	一級電気工事施工管理技士						9																
		28	二級電気工事施工管理技士																						
		29	一級管工事施工管理技士							9															
		30	二級管工事施工管理技士																						
		31	一級電気通信工事施工管理技士																				9		
		32	二級電気通信工事施工管理技士																				8		
		33	一級造園施工管理技士																					9	
		34	二級造園施工管理技士																						
試験「建築士法」	免許証	37	一級建築士		9	9		9			9	9							9						
		38	二級建築士			8		8			8								8						
		39	木造建築士			8																			
技術士法「技術士検定」	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	9			9			9				9	9									9	9
		4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	9			9			9				9	9									9	9
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	9			9			9		9		9	9									9	9
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	9			9			9		9		9	9									9	9
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9			9																		
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	9			9																		9
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)						9													9			
		45	機械・総合技術監理(機械)																	9					
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)							9										9					
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)							9															9
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)							9														9	9
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9			9								9										
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	9			9								9										9
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																					9	
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9			9																	9	
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	9			9																	9	9
		52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)							9															
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)							9															9
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)							9															9

	コード	資格区分	建設業の種類																										
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消
技術士試験等 電気工事 電気主任 技術者 国家試験 家主	免状	55	第一種 電気工事士																										
		56	第二種 電気工事士 3年																										
		58	電気主任技術者(第1種～第3種)5年																										
事業 電気 法 通 信	資格者証	59	電気通信主任技術者 5年 8																										
試験 技術士 試験																													

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
(H16.4.1時点で、旧技能検定2級の割合は、1年)

[illegible]

表 4-1 許可申請書の様式と添付書類【法第5条、第6条】【ガイドライン第5条及び6条関係】
石狩振興局は各2部（正・副）、その他の振興局は各3部（正・副2）提出【建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則】

様式番号	提出・添付書類名等	新規	般特	追加	更新	備考
綴じ込まないこと	北海道収入証紙ちょう付用紙	○	○	○	○	北海道様式
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	
別紙二（1）	営業所の一覧表（新規許可等）	○	○	○		
別紙二（2）	営業所の一覧表（更新）				○	
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認事項」参照
第2号	工事経歴書	○	○	○		直前1年分のみ作成（許可換え新規(追加業種がない場合)は省略可）
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○		（許可換え新規(追加業種がない場合)は省略可）
第4号	使用人数	○	○	○		（許可換え新規は省略可）
第6号	誓約書	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	⇒p51「Ⅰ常勤役員等に関する確認書類」参照
別紙	常勤役員等の略歴書					配置する経営業務の管理責任者又は経営体制に応じて次のとおり提出する。 ①規則第7条第1号イ(1)～(3)の場合→第7号及び別紙 ②規則第7条第1号ロ(1)～(2)の場合→第7号の2、別紙一及び別紙二 ③規則第7条第1号ハの場合→大臣認定書の写し ※経営業務の管理責任者に関する許可要件は、P5参照 大臣認定書の写しは、原本の提示、コピーを提出
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書					
別紙一	常勤役員等の略歴書					
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書					
	大臣認定書の写し					
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	
	届書を提出したことを証する書面	○	○	○	○	
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行（発行後3カ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○		⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照
	卒業証明書	○	○	○		原本を添付（建設業法第7条第2号ハ該当者）
	資格（認定）証明書又は免許等	○	○	○		原本を提示、コピーを添付(建設業法第7条第2号ハ該当者)
	監理技術者資格者証(写)、登録解体工事講習修了証(写)	○	○	○		
第9号	実務経験証明書	○	○	○		⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（実務経験の証明が必要な国家資格等（第2種電気工事士や2級技能士など規則第7条の3第2号の表において実務経験を必要とする者））該当者）
第10号	指導監督の実務経験証明書(特定建設業者(指定建設業の許可を受けようとする者を除く))	○	○	○		⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	政令第3条に規定する使用人がいる場合
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	※許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行（発行後3カ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行（発行後3カ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）
第14号	株主（出資者）調書	○			○	法人
	定款（写）	○			○	法人
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（商業登記簿謄本）	○			○	商業登記がなされている場合 発行後3カ月以内のもの
第15～17号の3	財務諸表（法人）	○				添付書類：貸借対照表、損益計算書・完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表、附属明細表（規則第4条第1項第9号に規定する小会社を除く） ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
第18～19号	財務諸表（個人）	○				添付書類：貸借対照表、損益計算書 ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
	納税証明書（事業税）	○				設立後最初の決算期が到来していないため、納税証明書（事業税）が添付できない場合は法人設立（設置）届出書
第20号	営業の沿革	○			○	
第20号の2	所属建設業者団体	○			□	
第20号の3	主要取引金融機関名	○			□	
営業所の確認書類		○	□	□	□	⇒p52「Ⅲ営業所等の確認書類」参照

○～必要 □～直近の申請又は変更届から変更がなければ省略可

※「確認書類」の詳細については、p51表4-3「建設業許可申請に係る確認書類」を参照してください。

※書類の編さんに当たっては、本表の順番に取りまとめてください。

※許可通知書の送付用（申請書等の返却書類を含む。）としての「封筒」（郵便番号、住所、宛名を記載したもの）を提出願います。

表4-2 認可申請書の様式と添付書類【法第17条の2・第17条の3】
石狩振興局は各2部（正・副）、その他の振興局は各3部（正・副2）提出

※表中、「新設」欄は、合併又は分割により、新たな法人を設立する場合に使用する。

様式番号	添付・提出書類名等	譲渡	合併	新設	分割	新設	相続	備考
【譲渡】 第22号の5 【合併】 第22号の7 【分割】 第22号の8 【相続】 第22号の10	認可申請書	○	○	○	○	○	○	「備考」欄に記載がない限りは、 それぞれ以下について作成すること 【譲渡の場合】→譲受人 【合併の場合】→合併存続法人 又は合併により設立される法人 【分割の場合】→分割承継法人 又は分割により設立される法人 【相続の場合】→申請者
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○		
別紙二	営業所一覧表	○	○	○	○	○	○	（相続は様式番号が別紙一「営業所一覧表」）
別紙三	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	（相続は様式番号が別紙二「専任技術者一覧表」）
	合併の方法及び条件が記載された書類		○	○				
	分割の方法及び条件が記載された書類				○	○		
	続柄を証する書類						○	戸籍謄本を提出 直近1年分のみ作成
第2号	工事経歴書	□	□		□		□	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	□	□		□		□	
第4号	使用人数	○	○	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書							⇒p51「Ⅰ常勤役員等に関する確認書類」参照
別紙	常勤役員等の略歴書							配置する経営業務の管理責任者 又は経営体制に応じて次のとおり提出する。
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を 直接に補佐する者の証明書							①規則第7条第1号イ(1)～(3)の場合 →第7号及び別紙
別紙一	常勤役員等の略歴書	△	△	○	△	○	△	②規則第7条第1号ロ(1)～(2)の場合 →第7号の2、別紙一、別紙二及び組織図
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書							③規則第7条第1号ハの場合 →大臣認定書の写し
	組織図							※経営業務の管理責任者に関する認可要件は、P5参照
	大臣認定書の写し							法務局、本籍地の市町村発行 （発行後3ヶ月以内のもの）
	成年被後见人又は被保佐人に該当しないことを証明する 登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	○	○	成年被後见人又は被保佐人に該当する場合
	医師の診断書	○	○	○	○	○	○	
第11号	建設業法施行令3条の使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	
第12号	許可申請者の住所、生年月日に関する調書	○	○	○	○	○	○	※許可申請者（譲渡、合併、分割後の法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等） 経営業務の管理責任者についても、 様式第7号又は様式第7号の2を省略する場合は提出
	成年被後见人又は被保佐人に該当しないことを証明する 登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行 （発行後3ヶ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	○	○	成年被後见人又は被保佐人に該当する場合 （発行後3ヶ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）
第13号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の住所、生年月日に関する調書	○	○	○	○	○	○	
	成年被後见人又は被保佐人に該当しないことを証明する 登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行 （発行後3ヶ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	○	○	成年被後见人又は被保佐人に該当する場合
第14号	株主（出資者）調書	△	△	○	△	○		
	定款	△	△	○	△	○		
	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）（商業登記簿謄本）	△	△		△		△	商業登記がなされている場合 （発行後3ヶ月以内のもの）
第15号 ～第17号の3	財務諸表（法人）	□	□		□			添付書類：貸借対照表、損益計算書・完成工事原価報告書、株主資本変動計算書、注記表、附属明細表（規則第4条第1項第9号に規定する子会社を除く） ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
第18号、第19号	財務諸表（個人）	□					□	添付書類：貸借対照表、損益計算書 ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
	法定代理人の登記簿謄本						△	申請者が未成年の個人事業主で、その法定代理人が法人の場合のみ提出
第20号	営業の沿革	○	○		○		○	
第20号の2	所属建設業者団体	△	△		△		△	
	納税証明書（事業税）	□	□		□		□	
第20号の3	主要取引金融機関名	△	△	○	△	○	△	
第22号の6 （相続以外） 第22号の11 （相続）	社会保険に関する誓約書	○	○	○	○	○	※2	※2：申請時点で既に届出している場合は、 「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」及び 「届書を提出した事を証する書類」を提出 ※3：承継の日から2週間以内に 「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」及び 「届書を提出した事を証する書類」の提出が必要で す。
	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	○						
	相続人の同意書						○	申請者以外に相続人がいる場合のみ提出
	合併（分割）契約書の写し及び合併（分割）比率説明書		○	○	○	○		新設分割は、契約書の代わりに計画書を提出
	意思の決定を証する書類	○	○	○	○	○		譲渡及び譲受け、分割、合併 それぞれの申請事由について証する書類

○～提出書類 □～「備考」欄に記載の者が既に許可を受けた建設業者である場合は省略可能

△～「備考」欄に記載の者が既に許可を受けた建設業者であり、かつ、直前の許可申請又は変更届で提出した内容から変更がない場合は省略可能

※「確認書類」の詳細についてはp51表4-3「建設業許可申請に係る確認書類」を参照してください。

※書類の編纂にあたっては、本表の順番に取りまとめてください。

表 4-3 申請に係る確認書類【要綱第 6】

I 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書（様式第 7 号又は様式第 7 号の 2）に関する確認書類

① 常勤を確認する書類

「健康保険証（事業所が記載されているもの）の写し（両面）」又は「直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」

※ 出向社員の場合

- ・ 出向元と出向先との間で締結された出向契約書・覚書の写し（①契約書に出向社員の氏名が記載されていない場合は、出向命令書又は辞令 ②賃金相当分が申請者（出向先）の負担であることが明確なもの）
- ・ 出向元の健康保険被保険者証の写し
- ・ 出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿の写し

※ 個人の場合

- ・ 「健康保険証の写し（両面）」、「住民税特別徴収税額通知書」、又は「確定申告書」（事業開始直後の場合は「個人事業の開始届」）

② 役員等の地位及び経験年数を確認する書類

○ 法人の場合

⇒役員の場合

「登記事項証明書（登記簿謄本）（閉鎖事項証明書（閉鎖登記簿）を含む。発行後 3 カ月以内のもの）」

⇒令 3 条の使用人の場合

「建設業許可申請書、許可通知書及び変更等届出書（以下「許可申請書等」という。）」

⇒役員に準ずる地位の場合（経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経營業務を補佐した経験を有する者を含む）

- ・ 地位を確認する書類 : 「組織図」等
- ・ 建設業に関する事業部門を確認する書類 : 「業務分掌規程」等
- ・ 権限の委譲等を確認する書類 : 「定款」、「執行役員規程」、「取締役会規則」、「取締役会議事録」、「執行役員等の職務分掌規程」、「取締役就業規程」等
- ・ 経營業務を補佐した経験及び財務管理、労務管理若しくは業務運営の経験を確認する書類 : 「業務分掌規程」、「過去の稟議書」等
- ・ 経験の期間を確認する書類 : 「人事発令書」、「取締役会議事録」等

○ 個人の場合（上記書類で確認できない場合）

「営業証明書」、「納税証明書」、「納税領収書」、「確定申告書控え」又は「許可申請書」等

③ 建設業の経験に係る建設工事を確認する書類

「請負契約書」（各年 1 件*）、「注文書及び請書」（各年 1 件*）又は「許可申請書」等

※ 1 件では確認が困難な場合は 2 件以上の当該書類を求めることがあります。

II 営業所の専任技術者に関する確認書類

（1）専任技術者一覧表（様式第 1 号別紙 4）及び専任技術者証明書（様式第 8 号）に係る確認書類

① 常勤を確認する書類

「健康保険証（事業所が記載されているもの）の写し（両面）」又は「直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」

※ 出向社員の場合

- ・ 出向元と出向先との間で締結された出向契約書・覚書の写し（①契約書に出向社員の氏名が記載されていない場合は、出向命令書又は辞令 ②賃金相当分が申請者（出向先）の負担であることが明確なもの）
- ・ 出向元の健康保険被保険者証の写し
- ・ 出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿の写し

※ 個人の場合

- ・ 「健康保険証の写し（両面）」、「住民税特別徴収税額通知書」、又は「確定申告書」（事業開始直後の場合は「個人事業の開始届」）

（2）実務経験証明書（様式第 9 号）に係る確認書類

① 記載された建設工事を確認する書類 : 「請負契約書」又は「注文書及び請書」

（3）指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）に係る確認書類

① 記載された建設工事を確認する書類 : 「請負契約書」又は「注文書及び請書」

② 記載された職名を確認する書類 : 「発注者への届出書」又は「工事台帳」

Ⅲ営業所の確認書類（般・特新規、業種追加、更新及び変更届において変更がない場合は除く。）

① 営業所の写真

営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び標識（規則第25条第2項前段に規定するもの。新規許可申請の場合は除く。ただし、営業所の新設の場合は必要。）が掲示されていることが確認できるもの。A4版の紙に貼付し、余白に営業所の名称、撮影年月日及び自己所有又は賃貸借等の別を記載する。

Ⅳ更新時に役員等に変更がないことを確認する書類

- ① 株主（出資者）調書（様式第14号様式）
- ② 定款（写）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（商業登記簿謄本）

【補足】

- ① ここに確認書類として記載しているものは、許可申請書等の記載内容を確認するうえで必要な主な書類を例示しているものです。
- ② 変更届についてもこれらの書類が必要となります。
- ③ 申請内容の確認のために、上記以外の資料の追加提出を求めることがあります。
- ④ 許可申請書等の記載内容について、書類により客観的に確認が行えないものについては、原則として基準に適合しているものと認められません。
- ⑤ 申請者等が外国人の場合、営業所への常勤を確認する書類は、「在留カード」又は「特別永住者証明書」です。
- ⑥ 確認書類については、確認後、返却します。

表4-4 届書を提出したことを（変更の内容を）証する書面【規則第3条第2号・規則第7条の2第3号】【ガイドライン第5条及び第6条関係】

規則第3条第2号に規定する、「届書を提出したことを証する書面」とは、次の書類の提出を求めます。

（1）健康保険等の加入状況（様式第7号の3）に係る確認書類

① 健康保険・厚生年金保険の加入を確認する書類

申請時直前の「領収証書の写し」、「加入証明書の写し」、「納入証明書の写し」又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し」

② 雇用保険の加入を確認する書類

「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の控えの写し」及び「領収済通知書の写し」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し」

※ 届出して間もない等の理由により、これら書類を提出できない場合には、届書の写し（受付印等があるものに限る）の提出に替えるができます。

表4-5 知事が必要と認める書類（規則第13条の2第6項）

規則第13条の2第6項に規定する、認可申請者へ提出を求める書類は、次のとおりです。

○譲渡及び譲受け、合併又は分割の場合

- ・ 誓約書
- ・ 認可申請書（様式第22号の5、7又は8）別紙1に記載した役員等及び別紙2に記載した営業所に配置する政令3条に規定する使用人について、次の書類
- ・ 許可申請者の住所、生年月日に関する調書（様式第12号）
- ・ 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書
- ・ 医師の診断書（上記の登記事項証明書を提出しない場合）

○相続の場合

- ・ 誓約書
- ・ 申請者、支配人及び認可申請書（様式第22号の10）別紙1に記載した営業所に配置する政令3条に規定する使用人について、次の書類
- ・ 許可申請者の住所、生年月日に関する調書（様式第12号）
- ・ 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書
- ・ 医師の診断書（上記の登記事項証明書を提出しない場合）

【補足】

- ① 申請内容の確認のために、上記以外の資料の追加提出を求めることがあります。

表5 建設業許可後の各種届出【法第11条】【ガイドライン第11条関係】

次の事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。

※石狩振興局は各2部（正・副）、その他の振興局は各3部（正・副2）提出

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
1	商号・名称		①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		事実発生後30日以内
2	営業所の名称・所在地		①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	⇒p52「Ⅲ営業所等の確認書類」	
3	営業所の新設		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③政令第3条使用人追加に係る変更届出（⇒No.10） ④専任技術者に係る変更届出（⇒No.13の変更・追加に係る届出）	⇒p52「Ⅲ営業所等の確認書類」	
4	営業所の廃止		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）◆ ④専任技術者に係る変更届出（⇒No.13の変更・追加の事項中の交替に伴う削除若しくは営業所のみの変更、又は欠いたときに係る届出）	◆ 法定上事実発生後30日以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
5	営業所の業種追加		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②専任技術者の追加・変更又は削除の届出が必要（⇒No.13）		
6	営業所の業種廃止		①変更届出書（様式第22号の2第1面及び2面） ②専任技術者の追加・変更又は削除の届出が必要（⇒No.13） * ある業種について全ての営業所において廃業する場合は、廃業届となる。（⇒No.16）		
7	資本金額		①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		
8	役員等	新任（就任）	①変更届出書（様式第22号の2） ②役員等の一覧表（様式第1号別紙1）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。（顧問、相談役及び株主等は不要） ④誓約書（様式第6号） ⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書（様式12号） ⑥成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書（顧問、相談役及び株主等は不要） ⑦医師の診断書※1（顧問、相談役及び株主等は不要）	◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※1 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
8	役員等	退任	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②役員等の一覧表（様式第 1 号別紙 1）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	事実発生後 30 日以内
		代表者（申請人）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 * 経營業務の管理責任者も変更した場合は、2 週間以内に当該届出が必要（⇒No.11）		
		氏名（改姓・改名）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③個人事業主の場合は戸籍抄本		
9	支配人	新任	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ④誓約書（様式第 6 号） ⑤建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の調書（様式 13 号） ⑥成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書 ⑦医師の診断書 ^{※2}	◆ 法定上事実発生後 2 週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※ 2 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後 3 カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	事実発生後 2 週間以内
		退任	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）◆ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	◆ 法定上事実発生後 2 週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		氏名（改姓・改名）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		事実発生後 30 日以内
10	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人（新たに営業所の代表者になった者があるとき）		①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②誓約書（様式第 6 号） ③建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）◆ ④建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号） ⑤成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書（追加された者のみ） ⑥医師の診断書 ^{※3} （追加された者のみ）	◆ 法定上事実発生後 2 週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※ 3 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後 3 カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	事実発生後 2 週間以内
11	常勤役員等（経營業務の管理責任者に限る）	変更・追加	①変更届出書 ^{※4} （様式第 22 号の 2） ②役員等の一覧表（様式第 1 号別紙 1）◆ ③常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第 7 号）又は 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第 7 号の 2） ④常勤役員等の略歴書（様式第 7 号別紙又は様式第 7 号の 2 別紙） * 代表者も変更した場合は、30 日以内に当該届出が必要（⇒No.8）	⇒p51「Ⅰ常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書に関する確認書類」 ◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	事実発生後 2 週間以内 ※ 4 事実発生後 30 日以内
		欠いたとき	①変更届出書 ^{※4} （様式第 22 号の 2） ②届出書（様式第 22 号の 3）		

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
11	常勤役員等 (経営業務の管理責任者)	氏名(改姓・改名)	①常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書(様式第7号)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ②常勤役員等(経営業務の管理責任者)の略歴書(様式第7号別紙又は様式第7号別紙一及び別紙二) ③戸籍抄本又は住民票の抄本	⇒p51「I 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書に関する確認書類」 ※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	事実発生後2週間以内 ※5 事実発生後30日以内
12	常勤役員等を直接に補佐する者	変更・追加	①変更届出書(様式第22号の2) ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙二) ④組織図	⇒P51「I 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書に関する確認書類」 ※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	
		欠いたとき	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②届出書(様式第22号の3)	代わりの者がいる場合は上段により届出、補佐する者を置かず、経営業務の管理責任者(規則7条第1号イに該当する人物)を置く場合は、No11により届出	
		氏名(改姓・改名)	①常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ②常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号別紙二) ③戸籍抄本又は住民票の抄本	※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	
13	専任技術者	変更・追加	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)◆ ③専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号) ④新たな専任技術者の技術資格に関する書面(技術検定合格証明書等) *追加 添付書類、確認書類は全て必要 *有資格区分の変更 添付書類、確認書類は全て必要(技術資格に関する書面は変更が生じた資格に係るもののみ) 確認書類は変更が生じた技術資格に関する書面は変更が生じた資格に係るもののみ *担当業種の変更 添付書類は全て必要(技術資格に関する書面は新たに担当する業種に関わるもののみ(担当業種が減る場合は不要)) 確認書類は不要 *交替に伴う削除 添付書類のうち技術資格に関する書面は不要 確認書類は不要 *営業所のみの変更 添付書類のうち技術資格に関する書面は不要 確認書類は常勤を確認する書類が必要	⇒p51「II 営業所の専任技術者に関する確認書類」 ◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		欠いたとき	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)◆ ③届出書(様式第22号の3)	◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		氏名(改姓・改名)	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)◆ ③専任技術者証明書(様式第8号) ④戸籍抄本又は住民票の抄本	⇒p51「II 営業所の専任技術者に関する確認書類」 ◆ 法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	

No	変更事項	届出・添付書類	確認書類	届出期間
14	欠格要件に該当するに至ったとき (法第8条第1号及び第7号から第13号までのいずれかに該当するに至ったとき)	①届出書(様式第22号の3)		
15	決算等、事業年度が終了する毎に届出を行う必要があるもの	①工事経歴書(様式第2号) ②直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ③貸借対照表(法人:様式第15号、個人:様式第18号) ④損益計算書(法人様式第16号、個人:様式第19号) ⑤株主資本等変動計算書(法人:様式第17号) ⑥注記表(法人:様式第17号の2) ⑦事業報告書(任意様式)(株式会社(特例有限責任会社を除く)のみ) ⑧附属明細表(様式第17号の3)(※規則第4条第1項第9号に規定する小会社を除く) ⑨事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額の証明用) ⑩使用人数(様式第4号)(※変更があった場合のみ) ⑪建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)(※変更があった場合のみ) ⑫健康保険等の加入状況(様式第7号の3)(※従業員の数に変更があった場合のみ) ⑬定款(※変更があった場合のみ)	(*変更に応じて) 注 左記書類の提出の際は、要綱別紙5-1を提出してください。	毎事業年度経過後4カ月以内
16	廃業届	①廃業届(様式第22号の4) *ある業種について一部の営業所でのみ廃止した場合は、営業所の業種廃止の変更届となる(⇒No.6)		事実発生後30日以内
17	健康保険等の加入状況	①健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ②変更の内容を証する書類 ※従業員の数のみ変更となる場合は、No15により届出する。	②変更の内容を証する書類はP52表4-4を参照	事実の発生後2週間以内

表 6 許可申請書、変更届出書等の提出先一覧

1 道内本店国土交通大臣許可業者

提 出 先	郵便番号	住 所	電話番号
北海道開発局事業振興部建設産業課建設業係	060-8511	札幌市北区北 18 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 内線 5893

2 北海道知事許可業者

提 出 先	郵便番号	住 所	電話番号
空知総合振興局 建設指導課土木係	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0066
石狩振興局 建設指導課指導審査係	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6 F	011-231-4111 内線 34-465 ～ 34-467 窓口の時間 9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 16:00
後志総合振興局 建設指導課土木係	044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1372
胆振総合振興局 建設指導課土木係	051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9593
日高振興局 建設指導課土木係	057-8558	浦河町栄丘東通 5 6 号	0146-22-9291
渡島総合振興局 建設指導課土木係	041-8558	函館市美原町 4 丁目 6 - 1 6	0138-47-9465
檜山振興局 建設指導課土木係	043-8558	江差町字陣屋町 3 3 6 - 3	0139-52-6631
上川総合振興局 建設指導課土木係	079-8610	旭川市永山 6 条 1 9 丁目	0166-46-5946
留萌振興局 建設指導課土木係	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2	0164-42-8447
宗谷総合振興局 建設指導課土木係	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2 - 2 7	0162-33-2529
オホーツク総合振興局 建設指導課土木係	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0641
十勝総合振興局 建設指導課土木係	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1	0155-27-8540
釧路総合振興局 建設指導課土木係	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	0154-43-9191
根室振興局 建設指導課土木係	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地	0153-24-5629